

秋田県公報

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第18号
拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月9日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成5年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第1号中「日本工業規格C1502に定める普通騒音計若しくは日本工業規格C1505に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ」を「計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県公安委員会規則第19号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月9日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1能代警察署西通町交番の項中「西通町9番9号」を「景林町2番29号」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月16日から施行する。

目 次

規則	ページ
秋田県公報発行規則の一部を改正する規則（一〇六・総務課）……………	1
公安委員会規則	
拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（一八	
・警備第二課）……………	1
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（一九・警務課）……………	1

規 則

秋田県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第百六号

秋田県公報発行規則の一部を改正する規則

秋田県公報発行規則（昭和二十九年秋田県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条に次のただし書を加える。

ただし、公報の配布を希望しない旨の申出があつた箇所については、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄